5 文庁第4389号 令和5年12月20日

各都道府県知事 殿

文 化 庁 次 長 森 田 正 信 (公印省略)

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律の公布について(通知)

このたび、第 212 回国会において、「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」(令和 5 年法律第 89 号。以下「特例法」という。)が成立し、令和 5 年 12 月 20 日に公布されました(別添 1・別添 2)。特例法は、一部を除き、公布の日から起算して 10 日を経過した日(令和 5 年 12 月 30日)から施行することとされています。

この法律は、現下の宗教法人をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、3年間の時限立法として、日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めるものであり、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第81条第1項第1号に該当する事由により所轄庁等からの解散命令請求等があった宗教法人に対し、一定の要件の下で、不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例、財産目録等の作成及び提出の特例並びに財産目録等の閲覧の特例を適用することとするものです。

なお、参議院法務委員会においては、別添3のとおり附帯決議が付されています。 特例法に規定する対象宗教法人に係る特例の主な内容は、下記のとおりですので よろしく取り計らい願います。

記

1 対象宗教法人

(1) 特例法に規定する対象宗教法人は、宗教法人法第81条第1項第1号に該当

する事由があることを理由として、所轄庁若しくは検察官により解散命令の請求 が行われ又は裁判所の職権により解散命令に係る事件の手続が開始された宗教 法人であること(第2条第1項関係)。

- (2)特例法の規定は、同法の施行前に(1)の解散命令請求又は解散命令に係る事件の手続(以下「特定解散命令請求等」という。)が開始された宗教法人にも適用すること(附則第3条第1項関係)。
- 2 指定宗教法人による財産の処分及び管理の特例
- (1) 指定宗教法人の指定(第7条関係)
 - ① 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該 対象宗教法人を指定宗教法人として指定することができること。
 - イ 特定解散命令請求等の原因となった行為又はこれらと同種の行為であって対象宗教法人又はその関係者によるもの(特定不法行為等)による被害者が相当多数存在することが見込まれること。
 - ロ 当該対象宗教法人の財産の処分及び管理の状況を把握する必要があること。
 - ② 指定宗教法人の指定をしようとする場合においては、あらかじめ宗教法人 審議会の意見を聴かなければならないこと。
- (2) 不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例(第10条関係)
 - ① 指定宗教法人は、不動産を処分し、又は担保に供しようとするときは、当該不動産の処分又は担保としての提供の少なくとも1月前に、所轄庁に対し、その要旨を示してその旨を通知しなければならないこと。
 - ② 所轄庁は、①の通知を受けたときは、速やかに当該通知に係る要旨を公告しなければならないこと。
 - ③ ①の通知をせずに行った不動産の処分又は担保の提供は、無効とすること (宗教法人法第24条の準用)。
- (3) 財産目録等の作成及び提出の特例(第11条及び附則第3条第3項から第5項まで関係)
 - ① 指定宗教法人は、毎会計年度の各四半期終了後2月以内に、当該四半期の財産目録、収支計算書及び貸借対照表をそれぞれ作成し、作成後10日以内にその写しを所轄庁に提出しなければならないこと。
 - ② ①による財産目録等の作成及び提出の特例は、指定宗教法人の指定があった日の属する四半期から適用すること。この場合において、指定宗教法人の指定があった日の属する四半期が特例法の施行の日を含むものであるときは、当該四半期については、貸借対照表の作成及び提出を要しないこと。
- 3 特別指定宗教法人の財産目録等の閲覧の特例
- (1)特別指定宗教法人の指定(第12条関係)

- ① 所轄庁は、対象宗教法人が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該対象宗教法人を特別指定宗教法人として指定することができること。
 - イ 2 (1) ①の指定宗教法人の指定の要件に該当すること。
 - ロ 当該対象宗教法人の財産の内容及び額、その財産の処分及び管理の状況その他の事情を考慮して、当該対象宗教法人について、その財産の隠匿又散逸のおそれがあること。
- ② 対象宗教法人が特別指定宗教法人として指定されたときは、当該対象宗教法人(既に指定宗教法人の指定を受けているものを除く。)は、指定宗教法人の指定を受けたものとみなすこと。
- ③ 特別指定宗教法人の指定をしようとする場合においては、あらかじめ宗教法 人審議会の意見を聴かなければならないこと。
- (2) 財産目録等の閲覧の特例(第13条及び附則第3条第6項関係)
 - ① 特定解散命令請求等の原因となった行為又はこれらと同種の行為であって 対象宗教法人又はその関係者によるもの(特定不法行為等)による被害者は、 所轄庁に対し、特別指定宗教法人の指定を受けた対象宗教法人に係る次の書類 の写しの閲覧を求めることができること。
 - イ 2 (3) により所轄庁に提出された各四半期の財産目録、収支計算書及び 貸借対照表
 - ロ 宗教法人法第 25 条第 4 項の規定により特別指定宗教法人の指定前に提出された前会計年度の財産目録、収支計算書及び貸借対照表(当該指定があった日が、会計年度終了後四月以内の日である場合において、前会計年度に係る書類が提出されていないときにあっては、前々会計年度の財産目録、収支計算書及び貸借対照表)
 - ② ①ロによる前会計年度等の財産目録等の写しの閲覧に係る特例は、特例法の施行前に提出された財産目録等の写しについても適用すること。

4 施行期日

特例法は、公布の日から起算して 10 日を経過した日(令和5年12月30日)から施行すること。ただし、日本司法支援センターの業務の特例に係る規定(第2章及び附則第3条第2項)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(添付資料)

別添1 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律(令和5年法律第89号)

- 別添2 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律 概要
- 別添3 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案に対する附帯決議(参議院法務委員会)

【本件担当】

文化庁宗務課 03-5253-4111 (内線 2854)